

公 示

公示第127号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和6年3月29日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事案番号	一般乗合旅客自動車運送事業者の名称	路 線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
5旅168号	北鉄加賀バス株式会社 (9220001013144)	別紙のとおり	令和6年8月1日	温泉特急線(加賀ゆのさと特急)について、コロナ禍の影響で利用者数が低迷し、路線の維持が困難な状況であったことから、一時的に路線を休止し、今後の運行方針について検討していたが、需要回復の見込みがないことから、当該路線を廃止するべく、届出に及んだもの。

別紙

5旅167号

- | | |
|--|--------|
| (1)石川県金沢市兼六元町3-72先から
石川県金沢市小將町1-1先まで | 0.17km |
| (2)石川県金沢市小將町1-1先から
石川県金沢市香林坊2-1-1先まで | 1.2km |
| (3)石川県金沢市香林坊2-1-1先から
石川県金沢市武蔵町15-300-1先まで | 1.1km |
| (4)石川県金沢市武蔵町15-300-1先から
石川県金沢市中橋町7-228-1先まで | 1.2km |
| (5)石川県金沢市中橋町7-228-1先から
石川県金沢市西念町さ2-14先まで | 2.4km |
| (6)石川県金沢市西念町さ2-14先から
石川県金沢市神野町71-1先まで | 4.2km |
| (7)石川県金沢市神野町71-1先から
石川県加賀市伊切町い121-2先まで | 31.2km |
| (8)石川県加賀市伊切町い121-2先から
石川県加賀市伊切町甲51-1先まで | 1.1km |
| (9)石川県加賀市伊切町甲51-1先から
石川県加賀市伊切町新-1先まで | 1.5km |